

令和3年2月5日

保護者 様

埼玉県立浦和北高等学校長 佐藤 智明

緊急事態宣言の期間延長に伴う対応について

立春の候、保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動におきまして、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和3年2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。また、これに基づき、埼玉県では2月3日に新型コロナウイルス感染症専門家会議、2月4日に新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」が決定されたことを受け、下記のとおり対応致します。

ご不明な点がありましたら、担当までお知らせください。

記

- 1 令和3年2月8日（月）から2月18日（木）までは、引き続き、午前9時20分始まり（朝のSHR）とし、40分授業とします。
- 2 令和3年2月19日（金）から3月4日（木）までの1, 2年次学年末考査期間中は通常通り、午前8時40分始まり（朝のSHR）とし、50分間の考査とします。
なお、学年末考査の時間割につきましては、本日、別に配布しました通知をご覧ください。
- 3 令和3年2月8日（月）から令和3年3月7日（日）までの部活動は原則中止します。なお、高体連、高文連、高野連関係の公式の対外運動競技大会等に出場する場合は、大会日から起算して14日前から練習を行うことがあります。詳しくは顧問の指示の通りです。

埼玉県立浦和北高等学校
教頭 竹内・深井
電話 048-855-1000